

## インターネット・バンキングによる口座不正使用補てん規定

### 第1条(補てんが行われる場合)

住信 SBI ネット銀行(以下「当社」といいます。 )は、第三者がお客さま(個人のお客さまに限ります。 以下同じ。)の当社ユーザーネーム、各種パスワードおよび認証番号を詐取・盗取し、お客さまになりすまして不正に預金の払戻し(以下「払戻し」といいます。)をされたことによって、お客さまが損害を被った場合について、次の各号のすべてに該当するときは、当社はお客さまの請求に応じて、次条に定める金額を補てんします。ただし、お客さまご本人、同居もしくは生計を一にする配偶者または二親等内の親族に対して払戻しが行われた場合(払戻し先がお客さま、同居もしくは生計を一にする配偶者または二親等内の親族名義の口座であった場合を含みます。)は、補てんの対象外とします。

1. ユーザーネーム、各種パスワードおよび認証番号の詐取・盗取に気づいてからすみやかに、当社への通知が行われたこと。
2. 当社の調査に対し、お客さまより十分な説明が行われていること。
3. 当社に対し、警察署に被害事実等の事情説明をしていることその他の詐取・盗取にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。

### 第2条(補てんの対象となる金額)

1. 前条の事由によりお客さまが損害を被った場合、当社は、当社へ通知が行われた日の 30 日(ただし、当社に通知することができないやむを得ない事情があることをお客さまが証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当社が善意無過失であり、かつ、お客さまに過失があることを当社が証明した場合には、当社は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんします。
2. 前条および前項の規定は、前条にかかる当社への通知が、ユーザーネーム、各種パスワードおよび認証番号の詐取・盗取が行われた日(当該詐取・盗取が行われた日が明らかでないときは、当該詐取・盗取にかかるユーザーネーム・各種パスワード・認証番号を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。)から、2 年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

### 第3条(補てんが行われない場合)

前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補てん責任を負いません。

1. お客さまに故意もしくは重大な過失または法令違反がある場合
2. お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家

- 事全般を行っている家政婦など。)が自ら払戻しを行い、もしくは加担した場合
3. お客様が、被害状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
  4. 不正な払戻しが発生した日の翌日から 31 日以降にお客さまから通知があった場合
  5. お客様が他人に譲渡・貸与または担保差入されたコンピュータの使用により不正な払戻しが発生した場合
  6. お客様が当社が定める規定に違反したことにより不正な払戻しが発生した場合
  7. システムが正常に機能しない状態において不正な払戻しが発生した場合
  8. 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して不正な払戻しが発生した場合

#### 第 4 条(保険契約がある場合の取り扱い)

第 1 条の事由により、お客さまが被った損害の全部または一部に対して、保険金を支払うべき保険契約がある場合は、本規定により行われる補てんの額が減額される場合があります。

#### 第 5 条(規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当社が定める他の規定などにより取扱います。当社の規定は、当社 WEB 上に掲示します。

#### 第 6 条(規定の変更)

当社は、この規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日・変更内容を当社 WEB 上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

以上